

1.重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし

(2)固定資産の減価償却の方法

- ① 建物  
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
- ② 構築物  
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
- ③ 車輛運搬具  
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
- ④ 器具及び備品  
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
- ⑤ ソフトウェア  
定額法(残存価額0)によっている。
- ⑥ 権利  
定額法(残存価額0)によっている。

(3)引当金の計上基準

該当なし

(4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(5)リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2.法人で採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職共済制度・就業規則による退職金規程制度

3.法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1)法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2)当法人では社会福祉事業のみを実施しているため事業区分別内訳表は作成していない。
- (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4)各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ① 法人本部拠点区分
  - ② ライフケア大手門拠点区分
    - ア 特別養護老人ホーム
    - イ ショートステイ
    - ウ デイサービス
    - エ グループホーム
    - オ 居宅介護支援事業
  - ③ ライフケア大手門ケアハウス拠点区分
  - ④ ライフケアしかた拠点区分
    - ア 特別養護老人ホーム
    - イ ショートステイ
    - ウ グループホーム
  - ⑤ ライフケア柏原

ア 特別養護老人ホーム  
イ ショートステイ

#### 4.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	304,195,215			304,195,215
建物	1,578,740,838	0	84,195,200	1,494,545,638
定期預金	10,000,000			10,000,000
合計	1,892,936,053	0	84,195,200	1,808,740,853

#### 5.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

#### 6.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	304,195,215円
建物(基本財産)	997,797,412円
計	1,301,992,627円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	616,999,000円
計	616,999,000円

#### 7.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	3,402,954,626	1,908,408,988	1,494,545,638
建物	116,753,036	29,467,471	87,285,565
構築物	34,206,720	29,406,550	4,800,170
車両運搬具	31,979,461	30,692,822	1,286,639
器具及び備品	220,415,239	164,398,118	56,017,121
合計	3,806,309,082	2,162,373,949	1,643,935,133

#### 8.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

#### 9.関連当事者との取引の内容

該当なし

#### 10.重要な偶発債務

該当なし

#### 11.重要な後発事象

該当なし

#### 12.合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

#### 13.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし